

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 水戸市建設工事入札等監視委員会
- 2 開催日時 令和 6 年 7 月 5 日（金） 午後 1 時 30 分から午後 4 時 00 分まで
- 3 開催場所 本庁舎 4 階 政策会議室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委 員
阿久津正晴，太田啓文，加藤尚弘，羽成英臣，蛭田清人
 - (2) 執行機関
長谷川昌人，丹治雅人，立石忠一郎，青木昌弘，鬼澤香枝，嘉成将大，菊池聡美，
海野拓也，折本秀明，江幡和也，高瀬賢一，富田義勝，照沼洋介，大高学，
柴田英和，清水達彦
- 5 議題及び公開・非公開の別
 - (1) 格付工種の落札状況について（非公開）
 - (2) 令和 5 年度下期の契約状況について（非公開）
 - (3) 前回の御質問について（非公開）
 - (4) 令和 5 年度下期抽出案件審議（9 件）（非公開）
- 6 非公開の理由
会議の内容に水戸市情報公開条例第 7 条第 3 号アに掲げる不開示情報が含まれるため。
- 7 傍聴人の数 0 人
- 8 会議資料の名称
 - (1) 水戸市建設工事入札等監視委員会抽出案件（9 件）一覧
 - (2) 抽出案件説明書

意 見 ・ 質 問	説 明 ・ 回 答
[抽出案件] 1 国補千波公園レイクサイドボウル跡地駐車場整備に伴う流末等整備工事について ・ 一般競争入札調書の摘要欄に「無効」とあるが、「無効」となった経緯は何か。 ・ 予算は単年度か。また、標準工期 280 日間とあるが、工期を変更しているか。 ・ 流末等整備とはどのようなことをするのか。	・ 全て内訳書の不備によるものです。 ・ 予算は単年度であり、工期については 3 月末に変更しています。 ・ 駐車場整備に伴い、下流の既設管の流下能力が不足しているため、整備し直すものです。
2 内原駅北側自由通路整備工事について ・ 発注する際、予算が単年度又は継続事業となるのはどのように判断するのか。 ・ この案件は補助事業であるか。 ・ 予定価格と落札価格がほぼ同じであるが、誤差なく積算できる理由はあるか。 ・ 入札参加者が 2 共同企業体と少ないが、どのような理由が考えられるか。	・ 予算や工事の規模内容により、必要な工期を設定しています。 ・ 国からの補助事業となっています。 ・ 国・県では様々な調査結果に基づき、標準的な積算の歩掛かり、単価等を提示しています。それに基づき、実勢価格を把握した上で、適切な積算をした結果であると思われます。 また、予定価格は事前公表としており、業者としては長期間の工事のため、不測の事態等も考慮した積算となり、予定価格に近い入札額になったと考えられます。 ・ 推測になりますが、事業者側において工事の難しさや工事の特性などから利益を出しにくいと判断し、入札に参加しなかったのではないかと考えられます。

意 見 ・ 質 問	説 明 ・ 回 答
・ 入札参加者を一定数確保するためにはどのような方策が考えられるか。 ・ 一般競争入札の参加条件を設定する際の参加可能業者数の基準を定めているのか。 ・ 共同企業体の代表者の入札参加資格として総合数値980点以上と設定した理由は何か。	・ 事前に、参加可能な実績等を持った業者数を把握し、入札参加資格の条件を設定しています。本件では所在地区分において、水戸市内の本店、営業所に制限せず、県内外まで枠を広げて参加資格条件を設定しています。 このように、案件ごとに入札参加資格の条件を設定することが、入札参加者数を増やす方策の一つではないかと考えています。 ・ 入札の参加条件を設定する上で、参加可能業者数がおおむね20者確保できるよう設定しています。 ・ 建築工事に関する入札の運用基準において、予定価格5億円以上8億円未満の工事については、代表者の総合数値を980点以上と定めています。
3 桜川団地第1児童公園トイレ改築工事について ・ 指名した業者の中で、10社中1社しか応札しなかった理由として、どのようなことが考えられるか。 ・ 「無効」を減らすための取組は何かあるか。 ・ 「無効」とは、入札時に提出書類が無効だったということか。 ・ 指名競争入札とした理由及び入札した1社が100%で落札した状況についてどのように考えているか。	・ 推測になりますが、発注時期が1月で繁忙期であること。また、工事の特性として規模が小さい工事ではありますが、給排水や電気設備など様々な工種が必要となり、利益を出しにくいことが挙げられると思います。 ・ 積算の誤りや金額入力漏れ等を防ぐため、ホームページ等で注意喚起することが考えられます。 ・ 「無効」には2種類あり、入札書が未提出の場合と内訳書に不備があった場合があります。 ・ 規定により、予定価格が1,000万円未満の工事は指名競争入札となります。また、電子入札において、他の指名業者を特定することや入札金額を把握することは不可能であり、競争の原理が担保されているものと考えています。

意 見 ・ 質 問	説 明 ・ 回 答
・ 指名競争入札も、事前に予定価格を公表しているのか。 ・ 「無効」や「辞退」を繰り返すことで、ペナルティーはあるのか。	・ 指名競争入札においても、予定価格を事前に公表しています。 ・ ペナルティー等の定めはありません。
4 国補公共下水道新荘第1排水区貯留施設設置工事について ・ 一般競争入札調書に税抜きと税込みの数字を混合で記載する理由は何か。ひな形が決まっているのか。 ・ 入札参加の資格で容量1,000 m³以上の施工実績とした理由は何か。	・ 事業者が入札する際には、税抜き価格になるため、調査基準価格については税抜きとなっています。また、調書については導入している契約管理システムから出力したものであり、仕様がこの形となっています。 ・ 今回造る容量が1,047 m³となり、1,000 m³以上としても、十分参加可能な事業者数を確保できるということで施工実績に記載しています。
5 楮川浄水場ろ過池洗浄設備取替工事（第14号）について ・ 既存の設備を新しくする際、メーカーの指定などはしているのか。 ・ 入札参加事業者を増やす方策はあるか。 ・ 以前もポンプ交換の案件で、メンテナンス業者が落札した案件があった。そのような傾向があるのか。 ・ 機械器具設置の工種で、総合数値の1,000点以上の参加条件を設定する場合の工事金額は。	・ 特段、メーカーの指定はしていません。 ・ 参加条件は、代表者が国内本店となっており、参加要件としては一番広げられるだけの緩和をしていると考えています。 ・ 設備の性質上、ノウハウを有するため影響はあるかと思います。ただ、設計段階で数社から参考見積を取った上で予定価格を設定しているので、特定の業者が有利になる価格にはなっていないと考えています。 ・ 上下水道のプラントにおける機械設備の一般競争については、一律1,000点以上としています

意 見 ・ 質 問	説 明 ・ 回 答
6 枝内取水場導水ポンプ設置工事(第6号)について ・ 先ほどの楮川と今回の枝内では同規模・同工種で，期日も近いが，入札決定伺いの業者数が，若干違うのはなぜか。 ・ 機械器具は前落札業者がよくわかっている中で，同一年度に分割発注となっている2つ工事に参加可能か。 ・ 枝内の場合も，ポンプの設置工事とあるが，もともとそこには浄水場があって，増設したということか。 ・ ポンプのメーカー指定をしたか。 ・ 一般競争入札になっているのに，競争が現実的に行われないのではないか。 ・ 入札の公告日から参加締切日までがおおよそ1週間程度であり，これは規定されているのか。 ・ 公告から1週間程度でJVを設立できるのか。 ・ 発注見通しはどの程度の内容が公表されるのか。	・ 分割工事の関係や先の工事の公告後に新たな実績ができたことなどで業者数に変更が出ています。 ・ 分割発注の場合，同一年度に落札のものは参加できないと決められています。 ・ もともと開江浄水場には取水と導水施設が限られた敷地にあり，管路等も劣化しているため，その更新も含めて導水施設だけを別棟にする一環として導水ポンプの設置を行いました。 ・ 新規設置のため，ポンプのメーカー指定はしていません。 ・ 参加要件は国内に本社があることという最も緩い条件となっています。本案件は，工期が長いことや，建築工事，配管工事との調整，技術者の配置において難しい側面があり，参加者数が少なくなっていると考えています。 ・ 通常の一般競争入札の場合，公告から入札までは約2週間としており，総合評価方式の案件や議会案件については，約4週間程度公告から入札までの期間を設けています。 また，各自治体は，年間を通して発注見通しを年度の当初に公表しているため，各業者においては，いつ頃どういった工事が発注されるか，事前に把握ができる状況です。 ・ 実際に参加している業者がいるのが現状です。 ・ 案件名や発注時期が公表されており，予定価格は公表されていません。

意見・質問	説明・回答
7 開江浄水場排水管修理工事(第23号)について ・1社が100%で落札するというのは、指名のかかるローテーションや規則性が考えられるのではないか。 ・絶対に落札できる自信があるから、予定価格100%での金額で入札しているように見えるが、どのように考えるか	・本案件は、工種管格付Cで現場から地理的に近い会社をまず優先して指名していますが、その条件を公表しているわけではありません。また、浄水場内の排水管という特殊な案件であり、いつ発注されるかなど類推し難いと考えます。 ・入札に指名されたので、とりあえず予定価格で入札したということはありません。他業者の応札がなかったために、結果として、この業者が受注をしたと類推されます。
8 配水管布設替工事(第41工区)について ・経費調整額は、どのように出すのか。 ・随意契約では設計価格の合理性というところが重要となるが、考慮していることは。	・経費調整は、一般管理費が対象で、さらに本体工事の請負比率を掛けます。 ・一般管理費の調整のほか、設計書を作る段階で、土工事等が重複しないよう設計しています。
9 国補水戸市公共下水道広域化・共同化事業実施のための公共下水道処理施設統合概略検討委託について ・同じ金額で入札している業者が、複数社あるが、考えられる理由はあるか。	・公表されている予定価格が利益を出せる限度額であったと考えられます。